

「ニセコ町気候変動適応方針」(案) に対する意見募集結果

No	意見		意見に対する町の考え方
	内容	その理由・根拠	
1	<p>【方針全体について】</p> <p>基本的な考え方として、人間は自然と共生して生きている、生かされているので、この地域の生態系全体をどう適応させていくか、という視点を持つべきと考えます。</p> <p>その中で特に深刻な課題の一つが、希少野生動物の絶滅や種・個体数の減少です。IPBESの報告では、100万種の動植物が絶滅の危機に瀕しています。一度絶滅したものは取り戻せません。気候変動に対して生息域を変える適応能力が乏しい微生物や昆虫、高山植物など、物凄い勢いで絶滅が進んでいると言われていきます。そして、生物多様性、生態系のピラミッドのバランスが崩れると、人間の想定を超えた影響が出る可能性があります。(例えば、大量のバッタの発生による農作物の被害など)</p> <p>気候変動が進む中で生態系のバランスを保つこと、そのためにまず、この地域の生態系と絶滅危惧種を把握し、気候変動の影響を調査することから始める必要があると考えます。(他市の適応方針には、レッドリストの整備や外来種への対応を謳っているものもあります)</p> <p>次に、先進国で国際的に注目されているニセコ町は、Climate Justiceの観点で行動する必要があると考えます。ニセコ町の町民だけが気候変動に適応できれば良いのではなく、世界中の人々が気候変動という危機に適応するためにニセコ町が何をすべきか、という視点も必要だと思います。それはSDGsの理念で</p>		<p>自然生態系への影響については、第4章の基本方針2の3の「(2) 取組の方向性」(20 ページ) に記載のとおり、モニタリング調査などを通じて把握に努めることとしております。具体の方法を検討するにあたっては、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>次に、気候変動への対応について、町では「緩和」と「適応」を両輪として取組を進めることとしておりますが、このうち「適応」に関しては、気候変動影響の内容や規模は地域の気象条件、地理的条件、社会経済条件などの地域特性によって大きく異なり、早急に対応を要する分野なども地域により異なるものであるとの認識の下、まずは地域の実情に応じた施策の展開が必要と考えています。ご指摘のClimate Justice(気候の公平性)の観点は、気候変動の「緩和」、つまり地球温暖化に密接に関係するものと考えており、今後、「第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」(2019年3月策定。以下「アクションプラン」といいます。)に基づき温暖化対策を推進する中で、こうした観点からアプローチすることも検討してまいります。</p> <p>また、気候変動の「緩和」については、アクションプランにおいて、使用するエネルギー源の調達や価格などの動向も踏まえ、リスクヘッジも念頭に置きつつ具体的な取組を推進していくこととしていきます。</p>

	<p>もあると思います。世界にまで広げて考えないにしても、日本の中で、もしくは北海道の中でモデルとなるようなビジョンを持ちたいものです。生態系のバランスを維持する「適応」方針はその1つだと思います。</p> <p>また、「緩和」の対策に伴い予測される影響に対してリスクマネジメントする必要があると思います。例えば、各国が水素の活用を目指すと、当面はLPGガスの取り合いとなって、価格の高騰や、入手困難になる恐れがあります。(特に中国や欧州は水素活用に動いており、動向を注視する必要があります。)</p>		
2	<p>【第1章】</p> <p>1項(1)で、“気候変動は、今や世界の主要な課題となっているのです。”とされていますが、1988年にIPCCが設置されて以来、気候変動は世界の主要な課題であり続けています。非常事態宣言を行ったということは、最重要課題と位置付けたということではないでしょうか。また、1.5℃の目標は気候変動が不可逆的に進行する臨界点であることにも言及していただければ、と思います。</p>		<p>この表現は、「令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」第1章第2節の3の「(1)気候変動問題は世界の主要課題に」を参考に記載しています。</p> <p>また、「1.5℃の目標は気候変動が不可逆的に進行する臨界点」という考え方については明確に断言できるものではないとの判断から、本方針案においては、パリ協定で言及している「産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃より十分下回るよう抑え」とともに、1.5℃に抑える努力を継続することを目標として掲げ」という記載にしています。</p>
3	<p>【第2章】</p> <p>気候・気象の部分は、膨大なデータを基にしており、素晴らしいと思います。ここに挙げられていないこととして、近年の大きな変化として、北海道を台風が直撃することが多くなっているのではないのでしょうか(データ未検証)。そして、日本全体では集中豪雨による被害が甚大となっています。気候変動が主要因と考えられていますが、人工林(とそれが適切に整備されていないこと)による山の保水力の低下、地盤の弱い土地のむやみな宅地造</p>		<p>文部科学省・気象庁が昨年12月に公表した「日本の気候変動2020」によりますと、21世紀末の日本は、強い台風の割合が増加して、台風に伴う雨と風が強まることが予測されています。ただし、知見が少なく、評価が定まっていないなどの理由から、都道府県単位での将来予測は不確実性が大きく、また地域レベルでは断定的な評価は難しいのが現状です。なお、後志地方では大雨・短時間強雨の発生頻度が増加することが予測されていますが、これには台風による雨も含まれているとお考えください。</p>

	<p>成なども忘れてはならない副要因であり、ニセコ町が直面している問題でもあると考えます。</p> <p>4章に取組みの方向性として、河川改修や警戒避難体制の整備を挙げっていますが、適切な森林管理による山の保水力を高めることや、地盤の弱いエリアの造成をアセスメントすることも必要だと考えます。</p> <p>もう一つ、年間降水量が同じでも豪雨になることが多いということは、降らない時は乾燥が進み、山火事のリスクも増えています。北海道は冬に雪が降るのでリスクは少ないですが、秋に乾燥して山火事のリスクが増加していないか検証した方が良いと考えます。</p>		<p>また、雨の降り方に関しては、日本全体で見ると降り方が極端になってきており、この傾向は将来も続く予想となっていますが、乾燥化や山火事のリスクとの関連性は確認できておりません。</p> <p>なお、適切な森林管理については、第4章の基本方針2の「3 自然環境（水環境・水資源、自然生態系）」において「水道水源林の適正な管理」と記載していますが、保水力を含めた森林の有する多面的機能の発揮という観点からは重要であることから、記述を一部見直します。</p> <p>その他、地盤の弱い土地のアセスメントについては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
4	<p>【第3章】</p> <p>前述したように、希少野生生物の絶滅や種・個体数の減少を追加いただくべきではないかと考えます。</p> <p>重大性・緊急性・確信度でリスクアセスメントしているのは大変良いと思います。この判定はいつ誰が行ったものでしょうか？このアセスメントには、現場のニセコ町民の声と専門家による知見が必要であり、4章の取組み（リスクマネジメント）のベースとなるので、しっかりした調査・審議が必要と考えます。</p>		<p>希少野生生物の絶滅や種・個体数の減少（自然生態系への影響）に関してはNo.1に同じです。</p> <p>重大性・緊急性・確信度に関する評価と将来予測される影響については、環境省が令和2年12月に取りまとめた「気候変動影響評価報告書」と、「北海道気候変動適応計画」（令和2年3月策定）を参考として整理を行った上で、町民や有識者を構成員とする「ニセコ町環境審議会」及び庁内組織である「ニセコ町気候変動対策推進委員会」において審議を行っています。</p>
5	<p>【第4条】</p> <p>前述ご参照下さい。</p>		<p>No.3のご指摘を受けて、基本方針2の「3 自然環境（水環境・水資源、自然生態系）」を次のとおり修正します。</p> <p>【修正文】</p> <p>「(2) 取組の方向性」の1点目を次のとおり修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ町水道水源保護条例及びニセコ町地下水保全条例の適正な運用を通じて水環境の保全を図ります。 ・水源の涵養など森林の有する多面的機能が維持・発揮されるよ

			う努めます。
6	<p>【第5章】</p> <p>次の体制で「進行管理」を行っていきます、となっています。ということは、管理体制だけで実務推進体制は述べられていないと感じます。</p> <p>ニセコ町環境審議会が情報収集とリスクアセスメントを行い、ニセコ町気候変動対策推進委員会が取り組みの方向性を決め、推進を図る という位置づけでしょうか？</p> <p>前者は、多方面に渡る専門性が求められるため、作業分科会が必要ではないでしょうか。後者については、責任と権限を明確にしないと、実効をあげる取組みにならないと思います。そして、その取り組みの実務推進体制が必要だと考えます。官学の専門的な支援を受けながら、行政と住民が共に勉強する場もあると良いと思います。</p> <p>限られたリソースの中では限界はあると思いますが、本町が非常事態宣言をした重み（最優先・最重要事項）を踏まえ、意見を提出させていただきます。</p>		<p>実務推進体制については、第5章の「2 進行管理」に記載のとおり、農林業、産業・経済活動、自然環境、自然災害、健康・生活の各分野において町が策定している各種計画などに気候変動への適応に関する視点や施策を位置づけ、それぞれの分野において取組を推進することとしています。例えば、農業分野においては、農業振興ビジョンなどの計画に、農業者や関係機関による検討を経て、平均気温の上昇に対応した新品種や栽培技術の導入などを盛り込み、それに基づき具体的な施策を行っていくこととなります。そうした各分野における施策の効果的な推進を図るため、庁内組織として「ニセコ町気候変動対策推進委員会」を設置し、全庁的に連携・協力しながら取組を進めるとともに、専門的な知見と広い視点に基づいて取組の方向性について検討を行う場として「ニセコ町環境審議会」を位置付けています。</p> <p>なお、上記についてわかりやすくするため、第5章の2を次のとおり修正します。</p> <p>【修正文】</p> <p>2 進行管理</p> <p>第4章で示した方向性に基づき、農林業、産業・経済活動、自然環境、自然災害、健康・生活の各分野において、関連する計画・ビジョンなどに気候変動への適応に関する視点や施策を位置付け、それぞれの分野で取組を推進します。</p> <p>なお、取組の効果や課題については、ニセコ町気候変動対策推進委員会において庁内横断的に検討するとともに、ニセコ町環境審議会において専門的な知見と幅広い視点から、審議を行</p>

			<p>っていきます。</p> <p>また、「官学の専門的な支援を受けながら、行政と住民が共に勉強する場」については、今後、試験研究機関の協力を得ながら気候変動に関するワークショップの開催などを検討していることを申し添えます。</p>
--	--	--	--